

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

1 一般職の国家公務員の例に準じた諸手当の改定

- (1) 本府省業務調整手当の支給月額を改めるほか、新たに支給対象となる業務を定めるとともに、その支給月額を定める。(第八条の四及び別表第四の二関係)
- (2) 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の支給月額の算定に係る規定を改めるとともに、新規採用職員に対して特地勤務手当に準ずる手当を支給することができるよう規定を改める。(第十条及び第十条の二関係)
- (3) 俸給の特別調整額を改める。(別表第四関係)

2 施行期日等

- (1) この政令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。(附則第一条関係)
- (2) 特地勤務手当に準ずる手当に関し必要な経過措置を定める。(附則第二条関係)
- (3) 関係政令の規定の整備を行う。(附則第三条及び第四条関係)